

諮問番号：諮問第146号

答申番号：答申第146号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく予防接種健康被害救済給付申請（以下「本件申請」という。）に対する不支給決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は次のとおりである。

処分庁から、審査請求人の母の法第15条第1項に基づく疾病等の認定に係る審査結果について、不支給決定処分を受けた。

処分庁は、当該ワクチン接種から症状が出現し死亡するまでに要した時間が短いことや接種前から酸素化障害を認めていたこと等から既に罹患していた肺炎が悪化したことを理由としているが、予防接種日（令和元年8月27日）の前々日及び前日において酸素化障害等は全く起きておらず（前々日25日のSpO<sub>2</sub> = 100%、前日26日のSpO<sub>2</sub> = 97%）、前日26日の審査請求人の母の健康状態的にも発熱もなく食事等も含め全く普段と変わらない様子だったことから予防接種OKの判断が入院先である病院の主治医から下されており、状況的に予防接種前に肺炎に罹患しているとは到底考えられないため、妥当ではないと考える。

本件処分により、審査請求人の予防接種健康被害救済制度の権利を侵害している。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 審査請求人は、審査請求人の母は、状況的に予防接種前に肺炎に罹患していたとは考えられないため、本件処分は妥当でない旨主張している。
- 2 市長は、当該市の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が死亡した場合において、当該死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をしたときは、法第16条及び第17条に定めるところにより給付を行うものであり（法第15条第1項）、厚生労働大臣は、当該認定を行うに当たっては、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならないこととされている（法第15条第2項、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第9条）。そして、法の規定に基づき疾病・障害認定審査会の権限に属せられた事項の処理については、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会（以下「分科会」という。）が所掌することとされている（疾病・障害認定審査会令（平成12年政令第287号）第5条）。
- 3 本件申請について、処分庁は、本件申請に係る北九州市予防接種健康被害調査委員会の審議の結論を示して、審査請求人の提出した請求書及び関係書類を厚生労働大臣に送付している。

分科会においては、これらに基づき、専門的な知見を有する委員により、審査請求人の母の死亡の経過を含めて実質的な審議が行われたことが認められるところであり、本件申請に係る分科会の調査審議及び判断の過程に、重要な内容の検討を欠く等、過誤・欠落があるとは認められない。

- 4 そして、令和2年8月11日付け「予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項に基づく疾病等の認定に係る審査結果について」（厚生労働省発健0811第6号。以下「本件厚生労働大臣通知」という。）は、分科会の当該判断を踏まえたものであるところ、本件処分は、本件厚生労働大臣通知に依拠してされたものであることから、本件処分により本件申請を拒否したことについて、違法又は不当と言うことはできない。

その他、本件処分について違法又は不当な点は見当たらない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和4年2月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月1日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

1 法では、健康被害の救済措置として、市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が死亡した場合において、当該死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をしたときは、法第16条及び第17条に定めるところにより給付を行うものであり（法第15条第1項）、厚生労働大臣は、当該認定を行うに当たっては、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならないこととされている（法第15条第2項、予防接種法施行令第9条）。そして、法の規定に基づき疾病・障害認定審査会の権限に属せられた事項の処理については、分科会が所掌することとされている（疾病・障害認定審査会令第5条）。

2 本件申請について、処分庁は、本件申請に係る北九州市予防接種健康被害調査委員会の審議の結論を示して、審査請求人の提出した請求書及び関係書類を厚生労働大臣に送付している。

分科会においては、これらに基づき、専門的な知見を有する委員により、審査請求人の母の死亡の経過を含めて実質的な審議が行われたことが認められる。

そして、本件厚生労働大臣通知は、当該分科会の判断を踏まえたものであるところ、本件処分は、本件厚生労働大臣通知に依拠してされたものであると認められる。

3 本件申請に係る分科会の調査審議の過程についてみると、重要な事実の基礎を欠く等、明らかな過誤・欠落があるとは認められない。また、これに基づく厚生労働大臣の判断及び本件厚生労働大臣通知に依拠した本件処分の判断の過程に明らかに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 谷 本 拓 也